

第十回国会 大蔵委員会 議録 第四十五号

昭和二十六年三月二十九日(木曜日)

午前十一時十一分開議

出席委員

委員長 夏堀源三郎君
委員 奥村又十郎君 瑞穂小山 長規君
有田 二郎君 大上 司君
川野 芳清君 佐久間 徹君
清水 逸平君 高間 松吉君
塚田十一郎君 吉米地英俊君
西村 直巳君 三宅 則義君
水田三喜男君 宮腰 靖君
内藤 友明君 宮腰 喜助君
田中織之進君 松尾トシ子君
竹村奈良一君 深澤 義守君

出席國務大臣

大蔵大臣 池田 勇人君

出席府委員

大蔵事務官(主計局長) 佐藤 一郎君
大蔵事務官(銀行局長) 舟山 正吉君
大蔵事務官(銀行局長) 高橋 俊英君
預金部資金課長 高橋 俊英君
委員外の出席者 専門員 椎木 文也君
専門員 黒田 久太君

三月二十八日

石油及び石油製品に対する関税撤廃の請願(田中不破三君紹介)(第一五六六号)
漁業用石油類に対する関税撤廃の請願(奥村又十郎君紹介)(第一六二八号)

関税定率法の一部改正に関する請願(三木武夫君紹介)(第一六二九号)とうもろこし、こりやん及び種卵

第一類第六号

大蔵委員會議録第四十五号 昭和二十六年三月二十九日

に対する関税撤廃の請願(千賀康治君紹介)(第一六四五号)とうもろこし及びこりやんに対する関税撤廃の請願(千賀康治君紹介)(第一六四六号)公務員の新退職給付制度確立に関する請願(青木正君紹介)(第一六五六号)資金運用部資金法制定に関する請願外一件(早稲田柳右エ門君紹介)(第一六五八号)の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)農林漁業資金金融通特別会計法案(内閣提出第六三三号)資金運用部資金法案(内閣提出第七一七号)郵便貯金特別会計法案(内閣提出第七三三号)会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五五号)資金運用部特別会計法案(内閣提出第七六六号)資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出第八八六号)公庫の予算及び決算に関する法案(内閣提出第一〇三三号)日本開発銀行法案(内閣提出第一二八号)

○夏堀委員長 これより會議を開きます。

資金運用部資金法案、郵便貯金特別会計法案、会計法の一部を改正する法律案、資金運用部特別会計法案、資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案、及び日本開発銀行法案の六案を一括議題といたします。資金運用部資金法案について政府委員より概略の説明を求めます。

○舟山政府委員 資金運用部資金法の各條項につきまして、主要点を御説明申し上げたいと存じます。その前にこの法案の御審議につきまして、いろいろ御心配を願つておるのでございますが、実は二十五年度もあつてまゝでございまして、そこでこの会計年度のかかりに際しまして、早くこの資金法が成立いたしましたら、いろいろの事務的な支障あるいは経済的な支障があることを、一言申し上げさせていただきます。今この資金運用部資金法を提案いたしました経過につきましては、すでに再三申し上げておるのでございますが、現在大蔵省預金部の制度におきましては、二十一年の司令部指令に基づきまして、その資金の運用がきつめて限定されております。すなわち国債及び地方債に対する投資を中心としておるのでございますが、この預金部資金を産業界に還流せしめることの必要性、緊要性ということにつきましては、天下をあげての要請でございまして、これを再三司令部に折衝いたしました結果、預金部をこの際根本的に改組いたしました。ドッジ氏から授けられた方針にのつて資金運用部に改組する、こういうことを前提といたしまして、金融債の引受を認められることになつておるのでございます。そこで昨年の暮れ、二十五年度の資金計画といたしまして、もしこの改組に関する法律案が通るなら、二十五年度においては、二百億の金融債の引受を認めよう、さらに来年度におきましては、四百億の金融債の引受を認めようという内約があるわけでございます。この指しに基きまして、今年度におきましては、すでに金融債は昨年の暮れの二十億から始めまして、発行を見ておるわけでございまして、ただ三月分の六十億というものが残つておつたのでございまして、ところがこの資金運用部資金法案の審議が進みませんために、この三月分の金融債発行分六十七億につきましては、まだ引受の承認が参つておりませんので、この月末に興業債券、勸業債券等の引受を予定しておつたのでありますが、それも実行不可能になりまして、ごく僅少の市中消化分の発行のみをいたしたというふうなことがなつておるのでございます。さらにこの状態のままで進みますならば、四月になりまして大体四月、五月、六月、各月三十億内外の金融債の引受を予定しておるのでございます。その費途をいたしましては、たとえば興業債券、勸業債券等におきましては、目下緊要とされております船舶の建造資

金、あるいは農林債券の關係におきましては、国会でも非常に問題になつております。農林災害共済保險のつなぎ資金――預金部資金でもつて農林債券を引受けまして、農林中金からつなぎ資金を出すということになつておるのでございますが、これらがすべて実行不可能になるのでございます。これらは経済問題といたしまして大きな重要問題でございまして、現に三月分の金融債の発行ができなくなることに対しまして、銀行方面でも非常に狼狽いたしました。この資金計画に大きな齟齬が来たことにつきまして、善後措置と申しまして、ほとんど手の打ちようがないような状態で、各方面心痛いたしておるような次第でございまして、この資金運用部法案の御審議につきましては、これらの点も十分御参照願いたいと存するのでございます。さてこの法案のおもなる内容につきまして、便宜上ごく簡単に申すならば、項を拾ひまして御説明申し上げます。存じます。預金部の改組の根本眼目につきましてはすでに申し上げました。大體預金部と申しますのは、郵便貯金の金を主として運用する、こういう建前で、明治初年から参つたのでございまして、この際政府の各特別会計にありまする資金は、一箇所に統合管理いたしまして、確実かつ有利な方法で運用し、国民経済全体の利益を増進する、という建前をとらうとしておるわけでございます。そこでこの資金運用部には、法制上必ず預託しなければなら

ない資金、それからその他の余剰金につきましても、資金運用部に預託する以外の方法では、運用を認めないというものとわかれて来るのでございませう。

第二條にはこの資金運用部へ預託しなければならぬ資金を規定したのであります。第一項は郵便貯金の金でございませう。細目につきましては、この法文をこらんにいたせば、文字通り判明いたすと思ひますので、そういう点は説明を省略いたします。それから第二項に参りまして、政府の特別会計の積立金は、これを必ず資金運用部に預託しなければならぬということになつておるのでございませう。ただ簡易生命保険の積立金等を保険契約者等に貸し付ける場合には、資金運用部への預託は不要としたわけにございませう。

それから第三條は、従来国庫余剰金は日本銀行に預入するか、あるいは短期運用するかにとどめて、預金部に預託することはなかつたのでありますが、ここに資金運用部に預託することができるといたしましたこととでございます。第二項は、特別会計の余剰金は資金運用部に預託する方法以外には、運用しては行けないというのをうたつたものでございませう。但し国債整理基金特別会計で国債を保有するのは、この特別会計本来の目的でありますので、これを除外したのでございませう。こういうふうなことで、資金運用部に預託せられた資金につきましては、今度預託の方法を従来に比べまして改善いたしました。預託いたしました各特別会計に、非常に有利なようにいたしましたのでございませう。

なわち現在の大蔵省預金部におきましては、普通預金の方法と、それから六箇月以上の定期預金の方法とございませう。定期預金におきましても、年三分五厘の利率をつけておつたのでございませう。これらの預託金は性質上非常に長期な金が多いと思ひわけでありませう。現行のような制度では、預ける側にとつて不利益な点がありますので、今度は預託の期間の長短に応じて、最低三分五厘から最高五分五厘までの利率をつけるということにいたしましたのでございませう。それから郵便貯金とか簡易生命保険の側に立ちますと、それらの資金は相当性質上長期なものでありまして、最高五分五厘の運用利益を得るという恩典に浴する場合が非常に多くなつたのでございませう。こういうふうな預託期間を限りませんが、もし当初約束いたしました期間以前に払い戻します場合には、その本来の運用利率から幾分低目に利子を付するといふ趣旨を、四項にうたつておるのでございませう。

それから次に重要な事項は第七條でございます。資金運用部資金は、左に掲げるものに運用することができるといたしまして、「国債」「国に對する貸付」「これは御説明を要しないと思ひます。それから次に「法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を得なければならぬ法人の発行する債券」及び第四号の「前号に規定する法人に對する貸付」でございます。いわゆる政府機関に對するものでございませう。国鉄とか専売公社とかその他公庫の類、すべてこれに入るわけでありませう。それから次に「地方債」及び「地方公共団体

に對する貸付」、これも御説明はいらないかと思ひます。それから第七号に参りまして、特別の法律により設立された法人でありまして、国とか政府機関また地方公共団体以外の出資のないものであつて、特別の法律により債券を発行し得るものの発行する債券、並びに「前号に規定する法人に對する貸付」、これはたとえば土地改良区域のごときものが入るのでございませう。預金部の昔からの行き方から申しまして、公共組合といつたようなものに類似する法人でございませう。大体以上申し上げました運用範囲は、現在でも認められておるところであります。さらにこの際改組を機会といたしまして、第九号におきます金融債の引受が認められたのでございませう。その経済的意味につきましては、ここに御説明を省略いたしますが、ただこれらの金融債の引受と申しますものは、国または地方公共団体に比べまして、その安全性において若干の遜座がございませうので、運用総額というものを二項、三項において制限をいたしたのでございませう。

すなわち金融債に運用する資金運用部資金の額は、資金運用部資金の総額の三分の一を越えてはならないといたしたのでございませう。大体戦前におきまして、金融債等公共団体以外に對する債券の引受あるいは貸付金は、預金部の資金の三分の一程度の実績を持つておつたのでありまして、この程度ならば安全性を確保しつつ、相当の需要をまかなえると思ひのでございませう。なお第三項にもう一步進みました。制限があるのでございまして、一つの金融機関の発行する金融債につきましては、五割を越えては行けない。興業

銀行とか勧業銀行とか各金融機関別に、その発行いたします金融債総額の五割以内ということになつております。さらに一つの金融機関の一回に発行する金融債の六割を越えてはならない。言いかえますれば、一回に発行いたします金融債の四割は、市中消化をしなければならぬということでありませう。これは資金運用部資金でもつて、普通では発行できない金融債を全額引受けることによつて、資金運用部にはからざる危険を与えては行けない。市中でも円滑にある程度消化せられ、その安全性について市中もこれを確信するといふものについて、資金運用部もそれにつき合つてよろしい。こういう趣旨の規定であります。なお資金運用部が持ちます金融債は、市中の條件並でなければならぬといふことを、後段にうたつておるのでございませう。

次に第八條は、資金運用部資金運用審議会の設置の点であります。これは従来預金部時代におきまして、これも非常に改善されたのでございませう。すなわち大蔵省預金部の資金運用審議会は、大蔵省内に設置せられました。大蔵大臣の諮問機関であつたのでございませう。これを政府資金がすべて資金運用部に統合せられ、これが国民経済全体の利益のために、運用せられなければならないということになりました。これにつきましては、この審議会を内閣總理府の附屬機関として、設置するといふことにいたしましたのであります。それは第八條の規定するところでありませう。なおその構成員は、第十條の示す通りでございますが、十一條におきまして、内閣總理大臣が会長となり、

大蔵大臣及び郵政大臣が審議会の副会長となつて、会長を輔佐するといふことになつております。この審議会は、大蔵大臣の資金運用に關する諮問機関でございます。

その他の規定は手続的な規定が多いので、特に御説明は要しないかと思ひますが、附則におきまして、若干の経過規定等を設けております。大体第九項におきまして、この法律施行の際、政府の特別会計の積立金の運用にかかると有価証券及び貸付金は、この統合管理の趣旨に照しまして、資金運用部に一括帰属するということになるのでございませう。ただこの際におきまして、簡易生命保険、郵便年金特別会計の便宜をはからいまして、十項におきまして、現在そちらに属してあります有価証券の保有、及び保険契約者等に對する貸付等につきまして、この資金運用部にただちに移管することをいたさない。それらの運用が終了いたしましたまでは、それらの特別会計に置いて参るといふことにいたしました。それらの特別会計におきまして、関係人員の急激なる減少、その他によります不安といふものを除いた次第でございませう。それからなお十八項におきまして、先ほど来問題になつております簡易生命保険の独立運用の問題につきまして、これはこの簡易生命保険法に、その資金にそちらの特別会計で運用するといふ趣旨の規定がございませう。のを削りまして、統合運用の精神を明確にいたしたいと考へてゐるのでございませう。十九項は郵便年金法に關するもので、十八項の簡易生命保険に關する問題と同一でございませう。

以上資金運用部資金法案の主要点

につきまして、簡単に御説明申し上げた次第でございます。

○夏堀委員長 御質疑はありませんか。

○田中(義)委員 資金運用部資金法案について伺いをいたしたのでありますが、これはわれ／＼の聞るところでは、いわゆる預金部の資金運用に関するドッジ氏の覚書に基いて、政府関係の資金の一元化をねらつたものであると思ふのでありますが、すでに銀行局長も御承知のように、この法案のうち一番問題になつておる点は、郵政省所管の簡易保険積立金並びに郵便年金の資金運用及び預託の問題でございますが、大蔵省としては、従来たびたび国会でも、この問題はいわゆる郵政省設置法並びに簡易保険法の関係で規定されておる通りに、郵政省にこの運用を現在残しておるものが、従来相対的に行きかゝりがあつて、預金部に一時的に預託することになつたものがそのまゝ引続き踏襲せられ、今度の法律でそれが決定的に大蔵省の方に持つて行かれるということになるので、郵政省関係、ことに保険並びに年金関係の実際の資金を集める方の仕事に従事しておるものから、郵政省関係の保険事業のむしろ存立にも影響するということ、猛烈に反対をいたしておるわけでありませう。ドッジ覚書とそれから従来国会の全会一致の議決との関係、並びに郵政省及び簡易保険の關係の法律にありますが、郵政省にこの運用権を認めて参つたこととの間の調整については、大蔵当局として従来どういうようにやられて来たか。またこの法案の提出にあつては、この間の調整についてどういふ努力を払つたかというこ

とについて、まず伺ひたいと思ひます。

○舟山政府委員 簡易生命保険積立金の資金運用部への移管の問題につきましては、すでに当委員会ほか各方面の委員總で相当論議せられましたところでございます。大蔵大臣もそれに対して答弁しておる次第でございます。私どもは、あまり詳しくは繰返すことを避けたいと存するのであります。私どもの見解をいいたしましては、これらの政府資金をどこかで統合管理して、むだなく最も能率的に国民経済全体のために運用する。しかもその際には政府の財政政策、金融政策と一体となつてこれを行ふということが、きつめて適切なことであらうと思ふのであります。その意味において、これをだれが所管するかという問題については、財政金融の当局である大蔵省がこれをやるということが、唯一の道であらうと考える次第でございます。この法案におちつくまでにはいろいろの経過もあつたことは、すでに論議せられたところでございますが、こういう簡易保険につきましても、運用面を大蔵省に移管することによつて、簡易生命保険自体の発展ということに阻害はしないかどうかということにつきましても、これは政府内部においてそれぞれ担当の部局において担当する仕事を、それ／＼専念してやるわけでありませう。また大蔵省としまして、簡易保険の発達につきましても非常に關心を持つており、必要なことであると考へておるのでございますが、運用面を大蔵省においていたすということにいたしたとしても、決してそれを阻害するものではない、こういう考へを持つてい

るのでございます。

○田中(義)委員 その点は従来から論議せられて来た点でありますけれども、国会が議決いたしましたのはたしか臨時国会であつたかと思ふのでありますが、議決をいたしたときの事情といふものは、私何ら変更を見ていないと思ふ。その意味において政府が衆議院の意思を無視して、特に郵便年金積立金並びに簡易保険代金の資金の運用を、全部大蔵省に持つて行くということとは、われ／＼その議決に参加したものであるとしてきつめて遺憾に存するのであります。その意味でこれがなぜそういうことになつたかということについては、大体預金部資金の運用の方針について、いわゆるこの資金の成り立つて来ているものに対する還元の問題が十分に行われていないところに、根本的な原因が胚胎すると思ふのであります。

われ／＼の承知しているところでは国会の議決があり、あるいは閣議決定がなされておるにもかかわらず、今度のドッジ覚書が出て、このドッジ覚書の解釈の問題でも、大蔵当局が考へておるのと、われ／＼がこの覚書をそのまゝ公正なる立場で見るとした場合においては、必ずしもこの資金の運用を大蔵省に持つて行かなければならぬというようにいふ覚書の中にそういう積極的な内容が見られるかどうかということについては、私はこれは議論の多分に存在するものだと思ふのであります。大体こういうドッジ覚書の出るについて、大蔵省は従来そのういふ方針を、率直な言葉で言へば、毫毫のそでに隠れるような意味で、ドッジ氏に要請をしたのではないかという疑いすら持たれております。ドッジ覚書が出るのについて、大蔵省の方で、私は率直に申しますが、そういう工作をしたという疑惑が相当持たれておるのであります。が、はたしてそういう疑惑が単なる疑惑であるのかどうか。この際銀行局長から明確にお答え願ひたいと思ひます。

○舟山政府委員 簡易保険積立金の移管につきましては、両院の議決等もあつたのでございますが、しかしいろいろの論議を拜聴しております。基礎的な事実について誤解もあるようであります。両院でいろいろ御意見もあり、また閣議で簡易保険の積立金運用の独立を御計画になつたということは事実でございますけれども、しかしこの問題は、根本問題としましては二十一年の司令部の指令がございまして、簡易保険積立金は、大蔵省預金部に預入しなければならぬことになつておるのでございます。現状までのところ、その指令は生きておるのであります。これを国内的にあるいは簡易保険積立金の独立を計画するということになりましても、この占領下におきましては司令部の指令の変更につきましては承認が得られない限りは、これは実現できない問題であるのでございます。大蔵省としましては、金融面からこの預金部資金の運用の拡大を計画いたしました。再三司令部と折衝したのでございますが、昨年の秋になりました。これを金融債まで運用擴張するということが、ただ預金部の改組を條件として認められたわけでありませう。財政金融担当といたしましては、これらの資金は全部統合して一元的に運用することが最も効率的である、こういう考へを

持つておるのであります。司令部におきましても、ドッジ氏等の見解はやはりこれと同様であつたのであります。特にこちらから覚書の発動等を要請したということはないのでございませう。大体この法案に盛り込んでありますような趣旨で、司令部から指導せられて参りました。ただ最後の瞬間に、その司令部の趣旨を明確にする意味において、覚書という形になつて出たかと存じますけれども、決してこちらから覚書の発動を要請するとか、あるいはこれをたてにとつて、われ／＼の堅持を強行しようというとは絶対ないものでございませう。財政金融の担当者といひましては、日本政府におきましてもまた司令部におきましても、当然このういふような考へ方におちつくものであると考える次第であります。

○田中(義)委員 それでは次にお伺ひをいたしますが、この法案の第一條の目的に關連しての問題であります。これはわれ／＼の読み違ひかもしれませんけれども、ドッジ覚書を見る場合に、結局受入れたすべての資金という表現がなされておるのであります。この内容については、受入れなければならぬ資金のいわゆる名目というものが、明確に規定されておらないと思ふのであります。その点から考へましても、同時に簡易保険及び郵便年金の關係につきましても、これは預金部に預託すること、これは第三條の關係と関連を持つた来りわけでありませうけれども、国庫余剰金は預託することができ、こういうことになつておる關係との間において、どうしても一元的な運営という面を、銀行局長は強調せられるのでありますけれども、私は預託す

ることができるといふ第三條の国庫余
裕金に關する規定の問題と、それから
覺書にありする受入れたすべての資
金という表現がありまされども、そ
の資金のうちどうして受入れなけれ
ばならないという資金の目録が明確で
ない場合に、この郵便年金及び簡易保
險積立金關係の資金を預金部に統合す
るという根拠が、どこから出て来るか
という点について御説明を願いたい。

○舟山政府委員 ただいまの御質問
は、法律の條項で申しますと、第二條
に、特に第二項に政府の特別會計の剩
余金を積み立てた積立金は、すべて資
金運用部に預託しなければならぬと
規定してございまして、すなわち積立
金はすべて預託を義務づけられてお
るわけでございまして、ただ余裕金の方
にございまして、第三條におきまする
ように預託することができるといふ任意規定
でありまされども、しかしこの資金
運用部への預託以外には運用してはな
らない。ただ一時の余裕金として保有
するといふことは認められておるわけ
でございますが、いやくも運用といふこ
とになると、資金運用部に預託しなけ
ればならない、こういう趣旨をうたつて
あるものでございまして。

○田中(續)委員 そうすると、次にこ
の資金運用の問題についてでありま
すが、現在郵政省の關係で運用してお
る三十億の資金があるものであります
が、この法律がかりに成立をいたしました
場合に、従来の取扱ひから郵政省の方
で運用を認めておる三十億の問題
も、当然これは大蔵省において一元的
に運用するといふ建前からいたします
るならば、郵政省から大蔵省に移す御
方針であるかどうか。

○舟山政府委員 ただいまの御質問の
点は、附則の十項に規定してございま
す。すなわち現在この法律施行の際
に、簡易保險の方で保有しておりま
す約三十六億圓ばかりになるものであ
りますが、これはその運用が終了するま
で、大蔵省には引継がないでよろしい
といふことに相なつております。

○田中(續)委員 私はそれはもちろ
ん附則にあることは承知しておるのであ
りますが、そこに今度の預金部資金の
一元的な統合運用という法案に出て来
る不徹底さがあると思ふのです。従つ
てこの点が、おそろくわれ／＼の關
心するところでは、附則でも問題になつて、
一種の妥協的な産物として附則ができ
て来たのではないかと疑ひを、
われ／＼は持つておるわけでありま
すけれども、銀行局長が説明せられるよ
うに、またこの法律の本條において明
示しておる通りに、こういう資金の一
元的な資金部による把握、大蔵省によ
る一元的な運用といふ建前から見ま
すならば、現在郵政省にあるものにつ
いても、これは大蔵省へ持つて行くべ
きもので、これはもちろんこの資金の回
収ができるまでとか、そういう時間的
な制限はつけておられますけれども、三
十億のものが郵政省に残つておると
いふことは、私はその他の部分——約
三百億以上になると思ふのであります
が、そういうものも、これは郵政省の
關係に残しておいても、十分その点の
運用について大蔵省と郵政省間の連
繋によつて、いわゆる国による一元的な
運営方針によるこの運営は期せら
れると思ふのであります。その点はも
しこの法律が一元的な運営と統合とい
ふことをねらいとするならば、そうい

うことを残しておくことは私は不徹底
だと思ひますが、その点に対する銀行
局長の所見を伺つておきたい。

○舟山政府委員 統合管理運営とい
う建前を貫きますれば、現在簡易保險で
運用しております三十億圓のものにつ
きましても、これを資金運用部に統
合すべきであると思ふのであります。
私も事務當局の最初の考へとい
つたしましては、その方針を堅持して
おつたのでございまして、この簡易保險
におきまする機構の急激なる縮小等
は、相当不安定な状態をもし出すお
それもあるといつたような政治的な考
慮もございまして、かつ従来すでに投
資せられておりましたものは、そのま
まにしておきましても、その金額から申
しましても、大勢にはあまり影響はあ
るまいという見地も加へまして、簡易
保險の方に置いて参ることにしたので
ございまして。しかしこれから蓄積され
て参ります新しい資金につきましても
は、やはり資金運用部におきまして統
合いたしまして、一元的な見地から運
営することが必要である、こう考へて
おる次第でございまして。

○田中(續)委員 ただいまの銀行局長
の御説明でも、まだ実は納得できない
のであります。やはり簡易保險の關係
で三十六億運用しておる分について
は、簡易保險の關係の機構を急激に縮
小するわけにも行かないから、これが
区切りがつくまで郵政省の關係に残し
ておくといふならば、私は郵政省關係
から参りますものを、同一の政府部内
でありますから方針だけをきめて、私
は金が入つて来た窓口において、十分
その資金の特殊性といふものを生かし
た運営を行つて、さしつかえないもの

だと考へるのであります。その点につ
いては、これは見解の相違だと言へば
それまでであります。ただ私はただ
いまの説明だけでは納得できない。こ
の点についての大蔵省と郵政省との間
の話し合いにおいて、どうも大蔵省が国
会の議決その他——大蔵大臣と郵政大
臣と連名で司令部へこの国会の決議に
基いての實行を要請したこと等につ
いての、司令部の返事が得られないとい
う關係、その他から見た一種の妥協的
なもので、その点から見るならば不徹
底である。もしこういう不徹底なもの
で、三十六億のものがそのまま残され
るならば、私はむしろ従業員諸君が、
これは従来とも相当公共団体その他の
關係にこの資金が使われるのだとい
うことで、年金並びに簡易保險の積立
金が集められて来ておる実情から見ま
して、どういふ無理押しをするといふと、
現在預金部資金の中で、いわゆる大衆
的な基礎において蓄積されて来る部分
が減少することは必至だと思ふのであ
ります。そういう点から見て考へなけ
ればならないと思ふのであります。が、
今銀行局長の御答弁を伺つております
と、この部分だけで、新たに今後吸収
されて来る部分については、現在の三
十億とは別個の取扱ひで、もちろん大
蔵省で一元的な運営をやるのだとい
うことであります。この三十六億の現在
あるものは、これはやはりどうしても
簡易保險事業をやる關係から見まし
て、郵政省で直接出して来た金だと私
理解しておるのであります。この三
十六億限りで、あと保險並びに年金、
特に保險の關係で入つて来る金は、全
部的に預金部で實際問題として運用で
きるか。この三十六億の關係は、簡易

保險事業を遂行して行く過程で、ど
うしても必要なものだから、郵政省の所
管で従来から三十六億といふものが運
営されて来たと思ふのであります。が、
その点を現在出しておる三十億だけで、
今後残りの部分を全部預金部へ統合す
るのだといふことであれば、その点に
ついてはどういふ御処置をなさるお考
へでありますか。

○舟山政府委員 この三十六億ばかり
の金につきましても、二十一年の司令
部の指令によりまして、簡易保險の積
立金を預金部に一括統合しなければなら
ぬことになりました以前、簡易保險に
ついて運用した金であります。この運
用につきましてもは簡易保險で運用する
といふことになりました。それから
また運用機構を持ち、それからまた簡
易保險でも、その運用はやはり国家的
な広い視野に立つてやらなければなら
ぬことであるので、それからでもた
くえは運用審議會のようなものでも設
けなければならぬ、こういうことにな
ると思ふのでございまして、そういう
ふうに國家の行政機構をい／＼重復
させて存立せしめるといつたようなこ
とが、はたして官庁機構の合理化とい
ふことの見地から見まして適當である
かどうか。これは私は議論の余地のな
いことではないかと考へる次第でござ
います。それからなおこの三十六億は
かりの運用資産につきましても、十一
項にございまして、回収金があり
ますと、これは資金運用部に預託され
て参る。だん／＼とその簡易保險で運
用しております資産は減つて行くこと
になるものでございまして。

○田中(續)委員 私人お運用の審議會
の問題その他について、二、三お伺い

したいのですが、ほかの用がありますので、その点を残しておきたいと思ひます。

○夏堀委員長 その他御質疑ありませんか。

○深澤委員 私はこの法案の内容に入る前に、先般大蔵省からだと思ひますが、資金運用部資金法案審議保留のため支障を生ずべき重要事項、こういう資料が出ております。この第二の項目の中に、たとえば資金運用部の予算が成立しても、この法案が通らないと預金部のままでは非常に運営が困つて来る。たとえば俸給、手当あるいは旅費等の支弁は一切不可能となる。この空白に対して数百万円の事務費の程度を、個人の責任において銀行等からの借入れでつないでおくことをしていると、これは、国会がみずから予算に関する権限を放棄するものであるから、ゆゆしい問題を提起する。こういう文句を使つて、この法案の早期通過を要望しているがごとき意味が含まれているのであります。国会みずから予算に関する権限を放棄するものであるから、ゆゆしい問題を提起するといふ言葉を使つて、そうしてこの法案の審議を強く要求しておる趣旨は、それは通したい趣旨はわかるとしても、どうもこういう言辭を使つて、国会にこの予算の通過をせよといふことは、非常に私は事務当局として適当な表現ではないと考へるのであります。この点の趣旨をお伺ひしたい。

○夏堀委員長 委員長よりただいまの質問の点についてお答えいたします。これは委員長としても、この内容を十分に検討しておきたい、こう存じましたので、もしこれが今議会で通らぬ場

合にはいかなる支障を来すかこれを事務的に検討せよといふことを命じたのであります。それで事務的にこれを検討して、こういう結果になるという刷りものができたといふことを聞いておりました。昨日私は休んでおりまして、これは委員諸君全部に配付すること、まだ時期が早いじやないかと考へておりました。ところがそれをどこから手に入れたかよくわかりません

○深澤委員 昨日配付になつたので

○夏堀委員長 そうですか。よくわかりませんが、事務当局の方で、御親切にあなたの方にそれを徹底させるために、事務当局の責任において配付したこと考へております。これは政府の方の何ではありませんが、御了承願ひます。

○深澤委員 事務当局というのは、

○夏堀委員長 専門室方です。もしそれを御検討をなさつて関連つた点があるりますれば、それは政府の責任ではないとして、専門室の方で何か考へるのことであらうと思ひますけれども、私責任者でありますので答弁いたしま

○深澤委員 それではこの問題について、委員長に、専門委員室に対する十分の御警告をお願いしたいと思います。「国会自ら、予算に関する権限を放棄するものであるから、由々しい問題を提起する」といふような用語は、私はき

わめて不相当であると思ふ。この点については委員長は十分調査せられまして、ひとつ警告を発していただきたいと思ひます。

○夏堀委員長 まだ私何も見えておりま

せんので、検討して適当に処置いたします。

○深澤委員 それでは法案についてい

ささかお伺ひしたいと思ひます。

第四條の資金運用部に対する預託金

に対する利子の問題であります。こ

れは予算説明書にもありますように、郵便貯金に対する経費のコストとい

うのは六分七厘もかかつておるわけ

あります。これを資金運用部に預託いたしますと、期限の最高の五年以上の

ものでも五分五厘ということになり

ます。郵便貯金の方では非常な損失をこうむるわけでありまして、従つてこの

郵便貯金に対して、一般会計から大体十五億二千五百四十二万七千円の繰入

れをしなければならぬといふ大きな穴が、実はすでに出ておるわけであり

ます。これは今度の資金運用部にこの郵便貯金等を統合するための無理が、こ

こに一つ現れて来ていると私は思ふのであります。おそらく今後継続的にづつと一

般会計から毎年のように、この郵便貯金特別会計に対する繰入れが行われて

行く可能性があると私は思ふのです。従つてここに預金部資金あるいは郵便

年金その他のものを集中し、これを統合操作して行くこの運用部資金の運用

の反面において、国民の税金の中から毎年々々このような犠牲をしいなければならぬといふ結果になると思ふので

あります。この点についての御見解をひとつ承りたいと思ひます。

○高橋(俊)政府委員 ただいまの点について、これは実はこの法案によつて、預金部の制度が資金運用部と切りかわる際に起つた一つの現象であり

ますが、御質問の要旨は、郵便貯金が赤字を出すために年々繰入れを要する、

一般会計の負担が生ずるという点でござい

ます。実はただいままでの預金部の機構におきましては、郵便貯金はあ

たかも預金部の直営事業であるような形をとつて参りました。すなわち他の

預金に對しましては、利子を支払うだけでありまして、その経費を特別に見

るといふことはございせん。でした

が、郵便貯金として受入れた現金は、これをただちに預金部預金とすること

に今までなつておりました。それで預金部特別会計の予算におきましては、

郵便貯金の利子を直接預金部から支払うような建前で計上いたしてお

す。それから郵便貯金関係で要します経費は、たとえば昭和二十六年

度においては七十数億圓を要しますが、その経費は預金部の特別会計の歳出に

掲げまして、これを郵政省のブルの會計であるところの郵政事業特別会計に

繰入れるような建前をとつて参つたのであります。つまり郵便貯金は直営事

業であつて、それを母体とするところの預金部が他の會計の預金を預かる。

それに対しては、銀行と同じように利子だけを払う、こういう建前をとつて

参りましたので、郵便貯金が一時非常に高いコストがかかりまして、一割に

も達したことがございしますが、そのような関係で預金部がみずから赤字を出

して、その赤字のためにたゞずいままです。つまり本年度初めて均衡したの

ですが、昨年度までに一般會計から繰入れを受けた赤字の累計は、七十数億

圓に達しておるのであります。今回はこの制度を改めまして、郵便貯金は今

までの他の會計の預金とまつたく同じ取扱ひをする。郵便貯金だけがいくら

経費がかかりコストが高くなつても、

赤字という問題は起らなかつた。それは預金部の赤字として現れておつた

のであります。今度は郵便貯金も独立いたしましたして、郵便貯金特別會計を設

置いたしまして、簡易保険特別會計とまつたく同列の立場において、預金部

から利子の支払いを受ける、かような關係になりました。その際にこの利子

をきめる場合には、五分五厘をもつて最高としたしたのは、国債の利子が

五分五厘でございまして、それで資金運用部の主たる運用は、今後において

も国債、地方債に重点が置かれるわけ

でございまして、そのようなものの金利を運用による金利が五分五厘程

度になる。ただいま地方債は六分五厘であります。わかれ／＼として一時

も早く採算のとれる限りは、五分五厘まで持つて行きたいつもりでござ

います。そういうところから最高金利を五分五厘と定めたのでござい

ますが、そのために生じた郵便貯金會計の赤字に對しましては、一般會計から繰入

れることといたしまして、二十六年度におきましては十五億圓余りの繰入れ

を予定しております。なるほどそれは一方において国民の負担となるでござ

いますし、けれども、今まで五分五厘あるいは四分五厘程度しか払つてい

なかつた特別會計にも、今度は五分五厘を支払うということになりますので、

それによる非常な資金運用部の負担増加もござい

ます。従つていろいろ／＼コストが違ひ、ばら／＼になつておつた取扱ひを今度はみな同じように扱ふとい

うところから、そういうふうな結果が生じて来るのでござい

ます。なおつけ加えて申し上げます、郵便貯金の

コストは年々低下しております。それ

五

は郵便貯金の利子はあまりかわらないけれども、毎年元本が増加いたします関係で、経費率としては下つて来るのでございまして、いずれ遠からぬ時代にはこの赤字はなくなるものと思ひます。決して永久に継続するような性質の赤字ではないものと私は思つております。

○深澤委員 それは結果郵便貯金が年々増額するといふ見通しの上に立つて、初めてこの赤字が解消して行くといふことになると思ふのであります。しかし最近における傾向をいたしましては、この一般大衆の生活の困難な状況に遭遇いたしまして、郵便貯金が必ずしもふえて行くといふ可能性は、私は非常に少ないと思ひます。今までふえたといふことは、つまり三万円かの限度の預金が増されておる。それに対して脱税の意味で非常に預金が増されておつた。ところが今度は今度の所得税法の改正によつて、資本蓄積の意図において、非常に預金に対する優遇措置が行われたといふことで、私は一般郵便貯金に対するところの増額というものは、今後見通しはしないのではないかとと思ふ。そうすると継続的にこの赤字といふものがずっと出て来る可能性があると思ふ。その点に対する見解はどうでありますか。

○高橋(後)政府委員 郵便貯金が国民の窮乏のために増加したくなるかも知れぬといふお尋ねでございますが、政府としては郵政省当局の見積りにおきまして、二十六年度においては増加額四百億圓を予定しております。実績から見まして、月々の増加額としては多少の変動を免れませんが、全体としてはある月が全然マイナスになつたと

いうふうなことはございせん。二十四年度は四百億圓以上の増加がございました。二十五年度におきましてはそれには多少劣りますけれども、三百数十億圓に達する増加があるといふ見込みでございます。今後におきまして、多少停滯するような時期はございまして、全体としては増加するであろうといふことは、過去数十年の歴史から見ましても、まずその点において心配なからうと思ひます。實際今の郵便貯金の残高は、物価の騰貴率その他から見ても、実質的には非常に小さいものでございまして、今後増加し得る余地が多分にあると私は考えております。

○深澤委員 その見通しについては、これは見解の相違でありまして、議論してもしょうがないと思ひますから打ち切りますが、第七條の「資金運用部資金は、左に掲げるものに運用することである」と、この運用の第七号であります。これは今銀行局長の説明によると、土地改良区等のものであるといふような説明があつたのであります。が、聞くところによると、この資金運用部の法案が通らないと、自分の方にその金がまわつて来ないことになるというので、幾多の陳情が来ておるのではありません。その中には、地下鉄等も大体十億資金運用部資金からの融資を予定しておるものが、まわらなくなつて来るから困るといふような陳情があるのではありませんが、地下鉄等に対する資金運用部資金の融資は、一体どういふ根拠によつてやられるのか。その点をひとつ伺ひたいと思ひます。

○舟山政府委員 地下鉄すなわち現在

帝都高速度交通営団でございしますが、これはたゞいま民間の出資があつたかと思ひます。そうしますと今たゞちにこの第七号には該当いたしません。すなわち政府機関あるいは地方公共団体以外のもの、すなわち私人であります。が、その出資があつてはいけないのであります。これが肩がわり等によりまして、私人の出資がなくなりますれば、この号の該当法人になるかと考えます。

○深澤委員 この第七号に該当するのは、現在の状況のもとにおいては、どういふものが該当するのか、具体的にひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○舟山政府委員 現在は、先ほど申し上げました土地改良区のほか、水害予防組合が入ります。

○深澤委員 それから第七條の第二項に、「金融債に運用する資金運用部資金の額は、資金運用部資金の総額の三分の一をこえてはならない」といふ規定があるのであります。そういう規定が最高といふことになりまして、私が最高といふことになりまして、私はおそろしくこの資金運用部資金の最高額の三分の一が、この金融債方面に流れる可能性が、現在の状況においては、あると思うのですが、大蔵省当局としては、この最高額の三分の一を金融債に振り向けるという計画を持つておられるのかどうか。その点をひとつお聞きしたい。

○舟山政府委員 資金運用部資金の運用は、第七條にございまして、国及び地方公共団体に対する貸付が主体となるのでございまして。かるがゆえに金融債に對する運用といふようなものは、第二項の制限もあるような次第でございまして。しかしして現在のところ国債の発行は見えておりませんけれども、国の特別会計等に対する貸付はございまして、それから地方債等につきましては、現在のところでは市中消化がほとんど不可能な状況にございまして、これは他のものに優先して、資金運用部資金で引受けて行かなければならぬ状況にございまして。よく資金は余剰ができてまして、これが自由運用を認められるといふことになりますれば、金融債の引受の額も相当ふえるかと考えますけれども、現在のところでは、先ほど申しましたように、資金運用部資金の運用計画におきまして、二十五年度は二百億、二十六年度は四百億以内といふことに目標を立てておるのであります。

○深澤委員 今討論採決の連絡がありまして、まだ質問がありますが一応打ち切ります。

○夏堀委員 農林漁業資金融通特別会計法案を議題といたします。

○小山委員 ただいま議題になりました農林漁業資金融通特別会計法案については、すでに質疑も盡されたと思ひますが、本案についてはこの際質疑を打ちられんことを望みます。

○夏堀委員 小山君の動議に御異議ありませんか。

○夏堀委員 御異議ないようでありまして、本案につきましては質疑を打ち切り、これより討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。竹村委員 一君。

○竹村委員 私は日本共産党を代表いたしまして、本案に反対するものであります。その第一点を申し上げますならば、

わが国の現在の食糧は全体において二割不足しておるといふことから、この二割は外国から援助をするのだといふので、われわれは完全に日本の自主権というものを、この一点において非常にはばまれておるのであります。御承知のように、この食糧輸入にあたりまして、いろ／＼な形で高い金で外国食糧を買い、そしてこれが援助の形で、あるいは見返り資金として積み立てられたりして、いろ／＼な面において日本完全自立といふものがはばまれておるのであります。そこで問題は、この現状をいかにして打開するかといふことは、日本にとつて、日本独立への第一主要目標であらねばならないのであります。この食糧自給のために、

一体政府は現在六十億を農林漁業その他に融資をするといふ法案でありますけれども、實際六十億ではたしてこういうものができるかどうか。こういうことがもう全然できないことは、火を見るよりも明らかでございます。まず現在の農林大臣であるところの廣川氏は、一体どういふふうに言明しておるか。これはもちろん一名宣伝大臣の名にふさわしい宣伝ではありましようけれども、しかし實際におきましては、この日本の現在の不足分だけを確実に増産するためには、少くとも七千億を必要とするのだ、こういうふう

に言明しておるのであります。ところがこの七千億を必要とするといふ建前から考えまして、わずかに六十億でこの日本の農業あるいは漁業その他の資金が融通できると考え、しかもそれを出される政府自体の真意がどこにあるかといふことを、私は疑わざるを得ないのであります。しかも大体こ

の六十億の内容を見てみずならば、一般會計から二十億、見返り資金から四十億ということになっておるのでありますけれども、先ほど申しましたように、この四十億の見返り資金というものは、日本の国民が外国から入った食糧を買つて、それを積み立てた金でありまして、少くとも国民の税金である。これを再び農村に還元してこれを貸し付けて高い利子をとる、こういう間尺に合わない、自分の金に自分が高い利子を取らねばならぬということ、は、どう考へてもわれ／＼は納得できない。しかも政府は平気でこういうことをやつておる。一体これはどういふことかと申しますと、現在農村に起つて来たところの非常な金詰まり、しかも現在の農村政策の結果がもたらしたところの窮乏に対して、農民は非常に現政府の農村政策に対するところの反抗を示し始めておる。これは本日参議院で麦の統制撤廃が否決されたのを見てはつきり現れておるよう

に、現在の農村政策に対しては農民自身がこれに反抗を示しておる。これに対して、反抗を示されることを何とかしなければならぬ。だからまずすずめの涙ほどのわずかに六十億というやうなものを、高い利子で貸し付けるのだと言つて、そうして一応ごまかそうとするところに本法案のねらいがある。本委員会において答弁されたこと、くにも、もしこれが回収不能になつた場合におきましては、政府は八〇%の責任を負ふのだと言つてゐること自体は、あるいは回収不能になるかも知れない條件をはらんでゐるのであります。しかもそういう土地改良等によつて

て回収が不能になつた場合、その土地は一体どうなつて行くのか。結局これが大きな資本家か、あるいは国家独占資本の手に握られて行くことは、火を見るよりも明らかであります。結果におきましては、結局農村のファッショ支配を強化することであり、あるいはまたこの金をめぐるところのい／＼なボス勢力が、この資金獲得のために暗躍する一つの素地をつくるものであるという考へから、われ／＼は本法案には反対するものであります。

○夏堀委員長 小山君。

○小山委員 私は自由党を代表して、ただいま議題になつております法律案について賛成の意を表するものであります。

共産党の諸君は、農民が長年要望しておつたところの長期資金を与えようというこの法律案について反対であります。しかしわれ／＼は、現在の金額がいかに少からうとも、こういう制度を打立てたといふところに非常な意義を見出すのであります。もしもこの法律案を否決いたしましたならば、共産党の諸君は六十億と言われるが、その六十億の金すら国民に流れて行かないのじやないかといふことを考へていただきたいのであります。われ／＼はこの法律案が予定しておりますところの資金運用部資金が、まだこの中に明らかに入つて行くといふことが確定されないといふところに、若干不満を持つものでありますけれども、これは資金運用部資金法案が可決されましたあかつきにおいては、われ／＼は必ずこの資金運用部に集まりましたところの金も、この特別會計を通じて農村に流れて行くであろうと確信しておる。従つ

て私どもは、こういうふうな農民なり漁民なりあるいは山村業者が長年要望しておつたところの農業改良の費用、あるいは漁港修築の費用、あるいは林道、塩田開闢の費用というやうな長期かつ低利の金が、国民に流れて行くといふことは非常な善政であると思ふ。その資金が少いといふことは、日本の現在の財政状態がしからしめておるものであります。日本の資本の蓄積が進むならば、さらに／＼多額の資金がこれに注入されて行くことは、この法律ができて初めてできるのであります。その意味において満腔の賛成の意を表するものであります。(拍手)

○夏堀委員長 討論は終局いたしました。これより本案を議題として採決に入ります。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を願ひます。
〔賛成者起立〕

○夏堀委員長 起立多数。よつて右案は原案の通り可決いたしました。なお報告書作成の件については、委員長に御一任を願ひます。

○夏堀委員長 すでに質疑打ち切りになりました公庫の予算及び決算に関する法律案を議題として討論。採決に入りたいと存じますが、本案に関しましては自由党、国民民主党、社会党及び共産党各派共同提案の修正案が提出されておりますので、まず提出者より提案の趣旨弁明を求めます。提出者小山委員長。

○小山委員 ただいま議題となりました公庫の予算及び決算に関する法律案に対する修正案につきましては、お手元に配付してありますので、これを

ごらん願ひたいのであります。修正の趣旨をこゝ簡単に申し上げますと、この法律案には、本来法律案の附則に国民金融公庫に関する事項と、住宅金融公庫に関する事項を加えるべきであつたのであります。住宅金融公庫に関する事項は、住宅金融公庫法の一部改正法律案として提出される予定でありましたところ、該法律案が三月中に成立の見込みがないといふことがわかりましたので、ただいま議題となつておる法律案の中にこれを繰り込もうとするのであります。その趣旨はお手元に配付してありますところの修正案によつてごらん願ひたいのであります。また、まづたゞ事務的な事項であり、ただ一言つけ加えておきますと、最初用意いたしました修正案と一箇所違つてゐる点があります。それはお手元に配付いたしました修正案の最後に近いところでありまして、「借入金」とありまして、第二十七條の二という項があります。この二項、二項は最初の修正案通りであります。第三項に住宅金融公庫に政府が貸付をする場合に、貸付利子の減免をする事項があつたのでありますけれども、その部分はこの住宅金融公庫が、国民金融公庫とは若干性質を異にしておりますので、それほどの優遇措置を講ずる必要はあるまいという結論に達しまして、その部分だけは修正から除いてあることをつけ加えておきます。

○夏堀委員長 修正案の趣旨弁明は終了しました。次に本案及び修正案を一括して討論に入ります。○小山委員 本案については討論を省略して、ただちに採決に入られんことを望みます。

○夏堀委員長 ただいまの小山君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○夏堀委員長 御異議ないやうでありますから、本案については討論を省略して、これよりただちに採決に入ります。まず小山委員長提出にかかる各派共同提案の修正案に賛成の諸君の起立を願ひます。

〔議員起立〕

○夏堀委員長 起立総員。よつて本修正案は可決せられました。次に本修正案の修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を願ひます。

〔議員起立〕

○夏堀委員長 起立総員。よつて本案は小山委員長提出にかかる各派共同提案の修正案のごとく修正議決せられました。

これにて休憩いたします。

午後零時三十分休憩
午後二時三十九分開議

○西村(道)委員長代理 ただいまより再開いたします。お諮りいたします。去る三月十二日、本委員会において討論議決の結果、修正議決せられました国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、なお手続上において未了の分がございましたので、本会議上程をどうぞいたしました。が、手続を完了いたしましたので、この際本案を再議に付したいと存じますが、この点御異議あ

りませんか。

〔異議あり〕「異議なし」と呼ぶ者あり

○西村(直)委員長代理 御異議があるようでございますから、採決をいたします。

本案を再議に付することに賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○西村(直)委員長代理 起立多数。これによりまして本案を議題として討論、採決に入りたいと存じます。

自由党小山長規君より修正案が提出せられておりますが、本人がおられま

せんので、代理の方からまず修正案の趣旨を求めたいと思ひます。宮崎委員。

(小山長規君提出
自由党修正案)

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律(昭和二十五年法律第四十二号)の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

(1) 第二條の改正規定の次に次のように加える。

附則第五項第一号中「行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第四十号)」

の下に「及び行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第 号)」を加える。

(2) 改正法律の附則を次のように改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前において昭和二十六年年度予算案行上の要請に因り退職した職員で閣議で定めるものに対する一般の退職手当の額は、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律第四條及び第五條の規定にかかわらず、同法附則第六項及び第七項の規定により計算した一般の退職手当の額とする。

○宮崎委員 たいいま再議に付せられたる国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案に對しまして、小山長規君提出にかかります自由党修正案について、かわつてその趣旨を弁明いたします。

まず修正案を朗読すべきであります。が、お手元へ配付いたしてありますから、それをごらん願ひまして、省略させていただきます。

この修正案の趣旨はきわめて簡単であります。現行国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律第一條第三項の規定によりますところの、恒久的な退職給付の制度がいまだ制定されておられませんやき、本年度に引続きまして、昭和二十六年年度におきまして、定員法の定めるところによりまして、おおむね行政整理に近い人員の整理があると思ひます。これを二十五年年度と面然たる區別をいたしまして、待遇を落すといふことは、この際公務員の立場を考えまして、無理な行き方ではなからうかと存じます。

で、昭和二十六年年度も昭和二十五年年度と同様に、やはり行政整理に準じた退職給付の支給ができるようにいたしました。それが本修正案を提出いたしました理由でございます。

何とぞ皆さんの御賛成を賜わらんことを、お願いいたします。大蔵でございませう。

○西村(直)委員長代理 修正案の趣旨を弁明は終了しました。

これより本案及び修正案を一括議題として討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。田中鐵之進君。

○田中(鐵)委員 私は日本社会党を代表いたしました。修正案並びに本案に對しまして強い希望条件を付して、賛成の意思を表示するものであります。

ただいま採決によりまして、一旦国会の委員会におきまして、修正案並びに本案と満場一致で議決されたものが、再議に付されるというところは、国会の自主権尊重の観点から見て、前例になることは非常によくないことだと考へるのであります。詳しい事情は夏堀委員長並びに本委員会の理事諸君の非常な御努力を知つてゐる者といひまして、詳細な理由については私は申し上げなくていいかと思ひます。

そのうちで特に先般私が自由党、民主党、社会党を代表いたしました提議いたしました修正案のうち、重要な公務員の退職手当について、きわめて些少ではありますけれども、従来の際止された、行政整理によつてやめた公団あるいは関係機関等の職員あるいは国家公務員等について、若干の退職手当の率を引上げるということが、いわゆる既定予算のわく内におきまして、

も人件費のみでは無理でありまして、約一億四千万円足らずの新たな予算が、いふわけではあります。これは人件費だけではありません。これは人件費、他の費用の流用あるいは予算の節約の過程において、十分捻出せられることが大蔵当局によつても確認せられるながら、なおこの修正案が、われわれが本案を審議するまでの間に通過しなかつたといふことは、非常に遺憾でございます。この点につきましては、その後の大蔵大臣の、もちろん非公式ではありますけれども、言明によりまして、大蔵当局においても率の修正の問題については、今後国会の修正案に現われた線に向つて、積極的な協力と努力を得られることのお約束を得ましたので、きわめてすみやかな機会にそれが実現するように、さらに政府当局に一段の努力をしていただくといふことを、希望条件としてこれを述べまして、この三月三十一日で失効になります法律を、とりあへず一年延長しようといふこの趣旨、並びに修正案は、二十六年年度において行政整理のため退職する者に、この退職手当の規定を適用するための修正案でございますので、われわれは、もちろん行政機構の簡素化等のために出る整理人員はやむを得ないと思ひますが、いわゆる首切りのための整理にはもちろん反対の立場でありますけれども、現実によめて行く者のための利益を擁護すること、に最近就職事情が悪く、また失業中における生活苦等の関係から見まして、率もわれわれとしては不満ではございませんけれども、それらの人にこの規定の適用がなされるということは望ましいことであると思ひますので、修正案

並びに修正案を除く原案に對しまして、ただいま申し述べました希望条件を付して賛成するものであります。

○西村(直)委員長代理 討論は終局いたしました。

これより本案並びに修正案の採決に入ります。

まず小山君提出にかかる修正案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○西村(直)委員長代理 起立多数。よつて本修正案は可決せられました。

次に本修正案の修正部分を除いた原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○西村(直)委員長代理 起立多数。よつて本案は修正議決せられました。

なお報告書の作成及び提出手續等につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひます。

それでは暫時休憩いたします。

午後二時五十分休憩

午後五時五十六分開議

○夏堀委員長 休憩前に引続き全議を開きます。

日本開業銀行法案を議題といたします。田中君。

○田中(鐵)委員 開業銀行法案について若干お尋ねしたいと思ひます。

まず会期がまだ十分残つておるわけでございますが、御承知のように近く案件の処理が終れば休会に入らうといふまじきに、こういう重要な法案が提出されて、審議に十分の時間的な余裕を持ち得ないことは非常に遺憾であります。この点特に大蔵省関係から毎国会多数の案件が出るのでございまして、法案提出の準備等については、も

う少しわれ／＼に時間的余裕を与えていただくように、大蔵当局の勉強を願いたいと思ふのであります。そこで法案の内容について伺ひます前に、この開業銀行法案が国会に提出せられるというのを、新聞紙等でわれ／＼承知したのであります。国会に提出せられる前に、開業銀行の總裁がやれ小林中であるとか、あるいは工藤昭四郎であるとかいうことがいわれ、新聞紙の伝へるところによりますと、總裁は小林中氏に決定を見た——もちろん内定の意味であらうが——ということが伝へられるのであります。法案の成立しない以前に總裁の決定を行はれたかどうか。ひとつ大蔵大臣からまずお答えを願ひたいと思ひます。

○池田国務大臣 予算委員会におきましても、こういう話が出たのであります。え、えとして新聞がでます。前に、だれになるのかとかなんとかいうことが新聞に出やすいのであります。これは私はいけなさいことだと思ふのであります。輸出銀行の場合におきまして、法案提出以前からい／＼なことが新聞に出ておつた。今度もそういうことがありまして、私は厳にそういうことがないようにならしておるのであります。總理からこういう人はどうかという話、内々あつたことは事実でございませう。しかしこれをきめるのは、内閣總理大臣が閣議にかけておきめになることとしまして、まだしかと確定というところまでは行つていないと私は承ひたしております。

○田中(義)委員 大体そういう状況だろつたことは推察しておつたのであります。私に今總裁の有力候補に上つておる小林中氏については、日発の總裁に擬せられて以来、現内閣のいろ／＼の人事の問題のときにいつも下馬評に上るので、世間からは現内閣と小林氏との関連、特殊關係を非常に問題にされておるのであります。私の最近聞いたことによりますと、もちろん富国生命の社長という金融方面に關係されておる人であり、その意味で生命保險を通じて、証券業の方にもタツチせられておることを聞くのであります。実は最近こういうことを聞いておるのであります。それは小林氏あるいは国策パルプの副社長であります。水野成夫君らで鳴門商事という証券会社でございまして、証券会社であるが商事会社であるかわかりませんが……そこで山一証券とタイアップして、東邦レヨンの株式の操作に何か関連をされて、相当多額のいわゆる差益金をもつておる。その金額は三千万円だと伝えられておるのであります。そういうことでこの東邦レヨンの株式の買占めと、値段のつり上げによる売却に成功したことになるのだらうと思ひますが、このことが証券取引委員会等でも問題になつて、山一は処断され、鳴門商事はその問題があつたので解散することにきまつた。さらに証券取引委員会では、事務局長の湯地謙爾君がその責任を負つて最近やめたのだ、こういうようなことが伝えられておるのであります。証券取引委員会も大蔵大臣の所管下にあるのであります。これは別に刑法上の問題であるとか、どうとかいうことではないのです。が、こういう形でもうけた金があるいは現内閣との何らかの關係の問題になつて、そこで最近何か現内閣でできる人事の問題のときに、ひ

んびん小林氏の名前が出るのだと、実はこういうまことしやかな報道が行われておるのであります。こういう人を總裁にするということ、ことにまだ法案が成立していないのに、新聞紙等が決定的な報道をせられるというところは、私はその意味で法案の審議の上にも影響を持つて来ると思ふのであります。大臣は、これはあるいは町の流説である、事実を調査してみないとわからないと言ふかもしれないけれども、こういう問題は相当——証券取引委員会の事務局長の湯地君が責任を負つてやめたのだというところまで言われておるのであります。何かこのことについてお聞きになつておられるかどうか。

○池田国務大臣 東邦レヨンの株の売買につきまして、よくないことがあつたことは確かであります。し、し、しと山一証券と鳴門商事との關係も知つております。しかし鳴門商事と小林中君とか水野何とかという人との關係は私も知りません。し、し、しとして取引所法から申しまして、価格維持の度を越えまして行つた点につきましての不始末は認めまして、山一証券に対して適當な措置を講じたのであります。すなわち小林社長は理事を辭任する。そして今後そういうことのないように、権利株の売買を当分やめる、こういうような措置を証券取引委員長がとつたという報告を受けております。私もその措置を適當な措置と認めておりました。しかるところ証券委員会の事務局長の湯地君が、これに責任を負つてやめたということはこれは全然無根でございませう。これは大蔵省の人事の異動につきまして——まだ発令はいたしておりませんが、前から計画しておつたところでございませう。この鳴門商事との關係においてどうこうとかいふつもりでは全然ございませう。この問題以前大蔵省の腹はできておつたのであります。し、し、しとして鳴門商事につきましては、解散を命じたようございませう。

○田中(義)委員 はたしてそういう不始末に小林氏が關係しておるかどうかというところは、まだ詳細に調査してみなければいけないことと私も考へるものであります。われ／＼の聞くところでは、相当密接な關係があつたやうに聞いておるのであります。そういう点で疑念を持たれておることは、小林氏の人格にも影響することでもありたい。最近ひんびんとあらゆる最高級の人事の問題に、下馬評に上ることは當然のことであらうとはわれ／＼も思ふのであります。が、そういう問題と何か結びつけて考へられると、かえつて政府が考へられる人事の公正という面において、曇りを持つて参りますから、そういう点は總理大臣の任命するところでありまして、主官の大蔵大臣とは當然御相談せられるところであらうと思ひます。小林氏が就任するしないの問題は別問題として、こういう点については、大蔵大臣として特に慎重にしたいだきたいことを、私の希望として述べておきます。

次に法案について伺ひたい。銀行の構想につきましては、われ／＼社会党といつたしましては、いわゆる日本経済自立を達成するといふ見地から見まして、こうした構想、特に長期の産業資金、設備資金の調達のことしたものを考えるべきであるという考へ方において、同一の方向にあるのでありまして、本案に対しては、われ／＼はそういう意味で運用その他の問題について、われ／＼の希望意見を申し述べまして、賛成をいたしたいと思ひておるわけでありませう。

そこでまずその資本金の問題は、さしあたりの問題といたしましては、対日援助資金から二十六年度において百億円、それはまあ金額がはつきり確定いたしておられますけれども、それと、いわゆる四十七條第一項または第三項の規定により、政府の一般会計から出資があつたものとされる金額との合計額、この後の部分は、いわゆる復興金融庫を継承し、それからまた一般会計へ還付すべきものをこの方へ振り向けるという意味合いだらうと思ふので、これは今ただちに金額を確定することは、事実問題としてむづかしいことは私も理解できるのであります。しかし一応こうした金融機関としての資本額というものは、少くとも出資にあつては確定したものでなければ、その資金の運用の計画を立てる上において、不都合が生ずるのではないかと思ふのであります。大体見返りの資金から出ます百億のほか、いわゆる復興金融庫の引継ぎ關係から出て参り得る一般會計からの出資と見なされる部分は、本年度においてどの程度を予想しておるか。この点をまず伺ひたいと思ひます。

○池田国務大臣 初めの人事の問題につきましては、極力慎重にやつておるのでございませう。御了承願ひます。それからこの資本金の問題につきま

して、復興金融庫の新規貸出しを停止して、今その回収に専念いたしておるのであります。しこうして今の貸付残高が八百六十億程度だつたと思ひます。これは期限が過ぎますので、これが将来に向つて入つて来るのであります。従ひまして普通法の例ならば一般会計に入れて、一般会計からまた繰入れるという方法が普通のやり方だと思ふのであります。そうしますと予算もふくめることになりまして、大体その回収の期限があるものですから、元金と利子は大体の見当がつくのであります。従ひまして一般会計に繰入れてまた出資に充てるといふことよりも、大体の見当がついておりますから、こゝういふ規定を置いて、四半期ごとにたまたまのこにこに入れる、出資にしよう、こゝういふふうにしたしておるのであります。御承知の通り昭和二十五年年度におきまして、復興金融庫からは元利合計百八十億円を繰入れておられます。二十六年度には百二十億円の繰入れ予定に相なつておるのであります。従ひまして百二十億円を繰入れますと、二十五年度におきまして回収予定額以上のものがございまして、二十六年度においては百二十億円を一般会計に繰入れまして、なお大体三十億四角入りつて来るのではないかと、こゝういふ目途がついておられます。しこうして二十七年からになりますと、今年度の回収の分を引きますと七百二十億、三十億になります。大体七、八十億円毎年入つて来るのではないかと、これはだん／＼減つて参ります。こゝういふ予定でおるのであります。

は、その両者を合計すれば出て来ることになつて、ややつきりして来るのであります。第四條の第三項にありますが、「必要があるときは、大蔵大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる」といふ條項は、今後の問題でありますけれども、本年度においては復興関係から政府出資として合算されて来るものほかに、いわゆる出資の資本金の増加で二十六年中に何される計画が、現在から立てられておるかどうか。これは全体として二十六年度における事業計画といひます。資金の運用計画といふものは、構想が示されると、その点もはつきりして来るのではないかと思ふのであります。大体従来この種の金融機関の資本金の増加の問題につきましては、毎期法律で定めることに相なつておると思ふのであります。この第三項によりますと、この点が大臣の認可にゆだねられるといふことになるので、われ／＼関心を持つておるのであります。その点はいかがでしようか。

○池田國務大臣 ただいまのところは百億円の出資で、しこうしてまた復金の回収金の予定以上のものを充てておられますが、今後の長期資金の需要の状況によりまして、見返り資金の方から出した方がいい場合が想定され得るのであります。出さぬかぬかは別問題であります。こゝういふような道を開いておいた方がいいのではないかと考えまして、こゝういふ規定を置いたのであります。

○田中(續)委員 あと二点ばかり伺いたいと思ひますが、そゝういたしますと、特にこれが見返り資金からさしあたり百億が出る、こゝういふことになる

と勢いこれは日本の自立経済に關係のある面でありまして、最近特に問題になりますのは、月米経済協力の問題が出て来ておるのであります。ともすればこゝういふ見返り資金の關係で、ある意味において向うのひものつておる資金からやられるという關係から見ますと、日本の本来の立場から見ると、自立経済のための長期資金の調達といふことではなくして、いわゆる日米経済協力の關係の面に、多くこの金がつぎ込まれるようなことになりはせぬかという危懼の念が持たれるのは、當然だと思ふのであります。それは日米経済協力のあり方の問題については、政府の考へておるのとわれ／＼の考へておるものとの間に相當の懸隔があるわけで、それ自体をこゝでお尋ねしようとするわけではございませぬけれども、少くともこゝういふ点について見返り資金との関連において、この開発銀行の資金の運用の方向が、いゝゆる日米経済協力關係の面に、重点的に向けられるような懸念があるのではないかと、こゝういふことを一應考へるのであります。その点はいかがであります。

○池田國務大臣 今の田中委員の御質問は予算委員会においても受けまして、私は意外に感じておるのであります。もと／＼開発銀行の構想は、昨年の十月ごろから私は持つておつたのであります。それはなぜかと申しますと、わが国の金融制度がいたすに商業金融を主眼といたしまして、長期金融を専門にやつてゐるというものはほとんどない状態で、どうしても産業開発は長期資金がいるということから出発いたしました。そしてこの発表は一月十日ごろいたしたのであります。何も日米経済協力の關係からこれが起つたのでは全然ございせん。しかもまた日米経済協力の具體的問題については、私は何も承知しておりません。従ひまして私の氣持では、こゝういふことは關係なしに開発銀行を出発したものであります。きよう、きのうの他の委員会でもこゝういふことを聞きまして、実は驚いておるような状態でございまして、日米経済協力のためのものでは全然ございせん。しからば今後において開発銀行がこれだけの資本金をもつて、新しい事態の日米経済協力態勢に寄与するかと、こゝういふ問題につきましては、私はこれだけの金ではそんな大それたことはできない。それよりも日本の産業開発にはまだ／＼これでも足らぬ。こゝういふような氣持を持つておるのであります。

○田中(續)委員 大蔵大臣の説明は一応理解できるのでございすけれども、たとえば先般本院を通過いたしました緊要物資輸入のための特別會計法案等にも現れておる關係から見まして、どうもこゝういふことを申し上げることは、少し言い過ぎになるかもしれませぬけれども、やはりわれ／＼は經濟政策、特に財政金融政策におけるいゝゆる日本の自主性という点を非常に熱望することは、われ／＼日本国民として當然なことでありまして、まだ講和會議が開かれていないのでありますから、それがいゝ／＼な形において制約されておることも、われ／＼認めるにやぶさかではないのでありますけれども、講和會議が近づいて参れば参るだけ、實質的にやはり自主権といふものが回復されなければならぬにもか

わらず、われ／＼いゝ／＼国会に現われて参ります面だけを見ても、なかなかこゝういふ自主権の回復という方向が、われ／＼の期待するようには行つておらないのが現状だと思ふのであります。こゝういふ意味で日本の自立經濟のほんとうのあり方から見ると、必要な日米間の経済協力態勢といふものの設立されることが必要であることは、わが党もこれを認めておるのであります。もちろんこの程度の資金では、はたしてこゝういふ大がかりなものができるかどうかという大臣の御答弁で、ある意味から見てもわが党はめられておるような形になりますけれども、私が御質問申し上げるのは、やはりこゝういふ資金によつてまかなわれるところのいゝゆる長期資金の方向といふものは、ほんとうの意味における日本の自立經濟達成のために必要な、本来の立場から考へた方向に向けるように、この資金を運営されたいという熱願から申し上げておりますから、この点は十分今後御留意願いたいと思ふのであります。

なおもう一点お伺いしておきたいのであります。これは先般復興金融庫に關する事務的の改正法案のときにも、大蔵当局にお伺ひしたのであります。大体この開発銀行が発足いたしましたから、現在の復興金融庫を解散いたしまして、この開発銀行に引継ぐ時期の問題は、この法案が出て参りまして、しかもできればこの法案を今月中に成立を期するといふことになりまして、発足の目時もおのずから目途がついて参ると思ふのであります。この開発銀行が発足をいたしましたならば、復興金融庫は大体いつごろ開

発銀行に債権、債務を承継するお見込みであるかという点が一点、もう一点はこれまた先般お伺いしたのでありますが、大体大臣がたゞいまお述べになりましたように、八百六十億ばかりの復金の貸付金の未償還分があるわけでありまして、中には貸出しを受けたけれども、すでに会社はなくなつたというふうなものも若干あるやに聞いているのでありますが、なおそういう資金の貸付を受けておられるところが、今後やはり開発銀行からの貸付の対象になるかと思ふのであります。そういう点でこの復金の貸付金の回収の問題と、それから開発銀行から新たな資金の融通の問題との調整をどういうようにされるかと思ふのである。この二点についてお伺いをしたいと思います。

○池田国務大臣　ただいま最初にお話になりました日本の経済自立、自主性、この問題から考えまして、私は非常な躍進だと思ふのであります。御承知の通り見返り資金からは電力、それから造船に出ております。しこうして私企業として鉄鉱、石炭あるいは水産物の高度利用に出ておるのであります。こういう場合におきましては、個々の会社について個々の事例を開発方面に申請して金が出て行く、こういうかたちになつておつたのであります。今度は総合的に百億圓ほど出して、どこかの会社に貸す貸さぬは、開発銀行の総裁が開発方面との交渉なしに、独自の考えでできることに相なりますので、時間的にも手続的にも、また日本の経済を自主的に動かす意味におきまして、よほど進歩したと考へておるのであります。しこうして御質問の点のいつこの復金の開発銀行が

一緒になるかという問題につきまして、私は情勢を見て適当な時期ということにいたしております。すなわち昭和二十六年中に適当な時期にやりました、ではいつごろになるかと申しました、開発銀行が今月末までに両院を通過いたしました。一箇月くらいはかかる。それからスタートいたします。復金の貸付の状況、回収の状況等々を復金の投資者と開発銀行の投資者とがよく検討の上、適当な時期にやるのが一番いいのじやないか。初めはできまして、すぐ引継ぐというふうなことも考えないことはなかつたのであります。それがいかにも実態に沿つて、ぬといふふうな気がいたしますので、昭和二十六年度中の適当なときに債権債務を引継ぎたいと思つておるのであります。

次に復金の貸付回収と新規の開発銀行の貸付が、同一会社に行われることがあるかという問題でございます。これは一つのみそでございます。今まで貸している会社に、新たに今まで貸したものでできた設備を補強するとか拡張するとかいう場合に、新たに貸し付けるといふことは、債権確保の上からいつても非常にいい場合があるものであります。また市中銀行の貸しているのにも肩がわりをするのも、一つの業務の範囲でございます。復金が貸しておるところに新たに貸出しをするといふことも、あり得ることであると考へておるのであります。とにかく債権の確保と同時に、産業の開発ということを主眼として行きたいと思ひます。○田中(總)委員　特に最後の復金の貸付金の回収と新規の貸出しとの関係の問題でございますが、私の希望する

点は、同一のところで現在復金から借りてまだ未償還の分があるというふうなところが、新規の資金の需要を受けるといふことになる。いわば復金債務を開発銀行が肩がわりするというふうな実質的な結果になると、それだけ積極的にこの資金でわれ／＼が生産増強を期待する面が、非常にほけて来ると思ひます。その点から十分貸付対象については、もちろん復金の貸付が残つておられるところに、あらためて資金を注入しなければならぬところも出て参ることは了解できるものであります。これまた私どもとしましては、大体この法案に賛成の立場に立つておるわけでございます。希望を述べて参ります。

○夏堀委員　松尾君。○松尾委員　日本開発銀行法案が二、三日前に出ましたので、私はこれをよく検討して質問の材料をまだつくつてないのですけれども、一応お聞きしてみたいと思ひます。大臣が今田中委員にお答えした内容を聞いておりますと、私がお尋ねしたところをちよつと御返答があつたかのように思ふのですが、なお一層深くお尋ねしてみたいと思ふのであります。大臣は長期貸出しをすることができない現状にあるので、こういうものを貸し出すにはおつしやることはよくわかるのです。また同時に今の金融界を見てみますと、貸出しは形の上では短期で貸し出して、書きかえに書きかえて事実上は長期になつてしまつた。また預金の方はどうかというところ、こういう結果になつたと思ふので

すけれども、この開発銀行をつくらなければならぬやうになつた事実と、もう少し産業界、金融界の面でお話を願いたいと思ふのであります。○池田国務大臣　法案に書いてありますように、長期の設備資金といつておるのであります。御承知の通り原則としていたしまして、今の日本の市中銀行は短期資金を扱うということに建前がなつておるのであります。もちろん長期の定期預金があります場合におきましては、実際問題としてある程度長期の設備資金を出してある場合もあり得ます。たとへばこのごろのように造船資金につきまして、市中銀行が出しておるのは長期の設備資金と言ひ得ると思ふのであります。また一般の産業におきまして、長期の設備資金を市中銀行が出しておられることは、これはもう否定できないこととあります。しかしそうすることがいいか悪いかという問題はあります。銀行の制度の上から申しまして、いわゆる兼営銀行と申しますか、長期、短期の両方をやる。しこうして分業主義の銀行制度とあり得ますが、日本はもと／＼分業主義の建前でありましたが、兼営の状態だ。しかし戦争後におきましては、分業主義の特殊銀行も普通銀行になつてしまつた関係上、制度的に長期の設備資金を供給するといふことは実はないのであります。事実上は與銀を主体としたし、勸銀もある程度やつておるのであります。特にこういう長期の設備資金を供給する銀行を置く必要があると、うので、こしらへることにいたしましたのであります。先般の国会におきまして、輸出のための長期資金のために輸出銀行をこしらへた。今回は日本産業

開発のためのこういう制度を設けることが、適切なやり方であるといふので、見返り資金から私企業に出しておりました長期資金を、この銀行をもつて扱つたという建前になつて、こしらへようとしておるのであります。○松尾委員　大体わかりましたけれども、そういうことをとりはからい、長期資金をもつて産業の運転に充てるというところになるのですけれども、これをやらないが、また先ほど大臣がお触れになつたように、銀行の分業といふこともお考えになる御意思があるか。たとへば正金を為替銀行にしたり、與銀をいわゆる不動産担保で借りられるような、元のようなふうになさるお気持はあるのでしうか。

○池田国務大臣　元の正金銀行のようなもの置くか置かないかということ、は、一般の為替銀行がどれだけの力を持つたかということによつてきまると思ひます。ただいまのような状態では、相当強力な為替銀行が必要ではないかと思ひます。御承知の通り今東京銀行は為替業務を主として取扱つておりますが、これだけでいいかということになると疑問があるものであります。外国銀行の支店がどの程度取扱うか、日本の為替銀行がどの程度やるかという問題で、将来きめなければならぬと思ひます。しこうして一般の金融銀行の分業主義、いわゆる商業金融、短期金融専門で行くと申しまして、これはなか／＼一朝一夕にかえられるものじやございせん。先ほど申し上げましたように、一般の銀行でも二年、三年の長期金融をやつてゐるの

が

現状でございますが、私は徐々にこの長期資金の供給につきましては、自己資本の増加とかあるいは社債の発行とかいうことをやうになら、またできれば開発銀行の業務にありまうように、肩がわりということをやつて、徐々に日本の経済に沿うような形に持つて行きたいという気持を持つております。

○松尾委員 これをずっと見て行きますと、銀行も非常に喜ぶし、またある面では産業界も非常に喜ぶような気がするのですけれども、ずつとながめてみますと、この新銀行はかなり困難なものに対する云々と書いてあるところを見ますと、不良貸しに近いものもあるだろうし、また焦げつきの肩がわりをするというふうなものも出て来ると思ふので、大臣はきつとお怒りになるかも知れませんが、復金の二の舞を踏まないように、これを短い期間にトライアルにおやりになるような御意見はないですか。また私はその方がよいと思ふのですけれども……

○池田国務大臣 私は一時的の問題としては考へておりません。これは他の金融機関が貸し付けたくない、こういうふうな場合においてこれが乗り出す、こういうのですが、それだからといって不良貸しをやるといふのじやございません。回収確実なものしか貸さないのです。ただ見方が、日本経済再建のために必要だと思ふときには大膽にやつて行く、こういう気持であります。しかし大膽にやつて行くからといって、損の行くようなものにとん／＼出すわけのものじやない。普通の銀行では恐ろしがつてできないというふうなものを検討の上、回収確実なものについてやる、こういうことで

このオーケーがとれて、国会に出して来たといういきさつを見ますと、もちろんこれを構想された当時においては、いわゆる日米経済協力という関係はなかつたかと思ふのでありますが、最近にこれが国会に出されて来たという意味において、やはり日米経済協力の一環として、こういうことの下解がついて出されて来たのだというぐあい、印象を受けておるわけでありまう。この点をもう一度大臣からお伺いしたいと思ひます。

○池田国務大臣 先ほど申し上げました通りに、日米経済協力関係のためにできたものではございません。深沢君がいかにか想像をめぐらされようとも、私の答えはつきりいたしております。○深澤委員 それでお伺いしたいのであります。大体この開発銀行は、抽象的には日本経済再建に必要なものというぐあいに解釈されているのであります。が、どういふ業種に重点的にこの開発銀行を利用せられようとしておるのか。その構想をひとつお伺いしたい。

○池田国務大臣 私は一時的の問題としては考へておりません。これは他の金融機関が貸し付けたくない、こういうふうな場合においてこれが乗り出す、こういうのですが、それだからといって不良貸しをやるといふのじやございません。回収確実なものしか貸さないのです。ただ見方が、日本経済再建のために必要だと思ふときには大膽にやつて行く、こういう気持であります。しかし大膽にやつて行くからといって、損の行くようなものにとん／＼出すわけのものじやない。普通の銀行では恐ろしがつてできないというふうなものを検討の上、回収確実なものについてやる、こういうことで

○松尾委員 そういたしますと、国会におきまして、政府はこの事業をやることになりましてから、各四半期にわたつてその内容の報告をしていただきまして、その都度だん／＼これを修正して行くというふうなことがいふ思ふのです。いわゆる強力な監督というふうにした方がいふのではないかと、この開発銀行の点には賛成でございます。制度として、日本開発銀行が貸し出しておる分につきまして国会が監督するということは、いかなるものかと思ひます。私は適當なりつばな人物が責任をもつて、この国会で定められた法案の趣旨に従つて運営して行くのが、一番いいことと考えております。

○池田国務大臣 それは總理大臣の任命される總裁にお聞きくださいればよろしいと思ひます。これは總裁がこの法律に基づきまして、日本の産業開発に必要な方面に重点的に出して行くのであります。

○池田国務大臣 それは總理大臣の任命される總裁にお聞きくださいればよろしいと思ひます。これは總裁がこの法律に基づきまして、日本の産業開発に必要な方面に重点的に出して行くのであります。

○池田国務大臣 それは總理大臣の任命される總裁にお聞きくださいればよろしいと思ひます。これは總裁がこの法律に基づきまして、日本の産業開発に必要な方面に重点的に出して行くのであります。

○池田国務大臣 私は一時的の問題としては考へておりません。これは他の金融機関が貸し付けたくない、こういうふうな場合においてこれが乗り出す、こういうのですが、それだからといって不良貸しをやるといふのじやございません。回収確実なものしか貸さないのです。ただ見方が、日本経済再建のために必要だと思ふときには大膽にやつて行く、こういう気持であります。しかし大膽にやつて行くからといって、損の行くようなものにとん／＼出すわけのものじやない。普通の銀行では恐ろしがつてできないというふうなものを検討の上、回収確実なものについてやる、こういうことで

○松尾委員 そういたしますと、国会におきまして、政府はこの事業をやることになりましてから、各四半期にわたつてその内容の報告をしていただきまして、その都度だん／＼これを修正して行くというふうなことがいふ思ふのです。いわゆる強力な監督というふうにした方がいふのではないかと、この開発銀行の点には賛成でございます。制度として、日本開発銀行が貸し出しておる分につきまして国会が監督するということは、いかなるものかと思ひます。私は適當なりつばな人物が責任をもつて、この国会で定められた法案の趣旨に従つて運営して行くのが、一番いいことと考えております。

○池田国務大臣 それは總理大臣の任命される總裁にお聞きくださいればよろしいと思ひます。これは總裁がこの法律に基づきまして、日本の産業開発に必要な方面に重点的に出して行くのであります。

○池田国務大臣 それは總理大臣の任命される總裁にお聞きくださいればよろしいと思ひます。これは總裁がこの法律に基づきまして、日本の産業開発に必要な方面に重点的に出して行くのであります。

○池田国務大臣 それは總理大臣の任命される總裁にお聞きくださいればよろしいと思ひます。これは總裁がこの法律に基づきまして、日本の産業開発に必要な方面に重点的に出して行くのであります。

○池田国務大臣 私は一時的の問題としては考へておりません。これは他の金融機関が貸し付けたくない、こういうふうな場合においてこれが乗り出す、こういうのですが、それだからといって不良貸しをやるといふのじやございません。回収確実なものしか貸さないのです。ただ見方が、日本経済再建のために必要だと思ふときには大膽にやつて行く、こういう気持であります。しかし大膽にやつて行くからといって、損の行くようなものにとん／＼出すわけのものじやない。普通の銀行では恐ろしがつてできないというふうなものを検討の上、回収確実なものについてやる、こういうことで

○松尾委員 そういたしますと、国会におきまして、政府はこの事業をやることになりましてから、各四半期にわたつてその内容の報告をしていただきまして、その都度だん／＼これを修正して行くというふうなことがいふ思ふのです。いわゆる強力な監督というふうにした方がいふのではないかと、この開発銀行の点には賛成でございます。制度として、日本開発銀行が貸し出しておる分につきまして国会が監督するということは、いかなるものかと思ひます。私は適當なりつばな人物が責任をもつて、この国会で定められた法案の趣旨に従つて運営して行くのが、一番いいことと考えております。

○池田国務大臣 それは總理大臣の任命される總裁にお聞きくださいればよろしいと思ひます。これは總裁がこの法律に基づきまして、日本の産業開発に必要な方面に重点的に出して行くのであります。

○池田国務大臣 それは總理大臣の任命される總裁にお聞きくださいればよろしいと思ひます。これは總裁がこの法律に基づきまして、日本の産業開発に必要な方面に重点的に出して行くのであります。

○池田国務大臣 それは總理大臣の任命される總裁にお聞きくださいればよろしいと思ひます。これは總裁がこの法律に基づきまして、日本の産業開発に必要な方面に重点的に出して行くのであります。

きの世界情勢によつてかわつて来るの
でありますから、これが一番いいの
だといふときにやるべきであると思
ふのであります。従ひまして、もの
は重点産業といふものがあるといわ
れは考へておる。水力、造船、鉄鋼、
石炭、こういうふうなものがあるこ
と、これはみんなわかつておること
でありますから、そういうところに行
くことは大体想像できますが、大蔵大臣
として鉄鋼にこれだけ、石炭にこれ
だけだといふことは言えないと思ひ
ます。

○深澤委員 私は額を明確にしるとい
うのではありません。大体今の御答弁
で、重点産業を中心としてやるのだ
といふことが明確になりました。

次に伺ひたいことは、この業務
の範囲の問題であります。この法案
を見ますと、やはりわれ／＼は多少
の危険を持たざるを得ないのであり
ます。それは十八條の第一号に「設備
の取得、改良又は補修に必要な資金で
銀行その他の金融機関から供給を受ける
ことが困難なものを貸し付けること。」
こういふような規定があるわけであり
ます。これは一面の解釈によりまし
と普通の市中銀行が貸し出さない、そ
ういふところへ貸し出して行くのだ。
そういうところは、たとへば非常に大
きな資金を要するといふようなもの
一つあります。あるいは非常に危
険負担をしなければならぬというよ
うなもの、想像せられるのでありま
す。この場合における普通の市中銀
行、金融機関から供給を受けることが
困難なものを貸し付ける、こういうこ
とについての具体的な解釈は、どうい
うぐあいにか考へられておるか。この点

をひとつ伺ひたい。

○池田国務大臣 この困難というの
は、資金の量的に困難な場合もあり
ます。それから事業の見通しとして
なか／＼踏み切れぬところもありま
す。いろいろ事情があると思ひま
す。ありますが、この規定の主たるこ
ろは、一般市中銀行でまかなえな
い、まかなつてもならぬ。しかしま
ないからといって、産業開発がそれ
だけ遅れてはいけません。こういう場
合にこれに乗り出すのだという気持を
書いておられます。

○深澤委員 それから第二号にはや
り同じように、「証券業者等が応募又
は引受をすることが困難なものを応募
すること。」とありまして、こういう場
合に社債の応募をやるのか、あるいは
また返済資金としては、普通の証券業
者が応募または引受をすることが困難
なものに応募するといふことになる
と、どうも相当の危険負担をやる覚悟
で開発銀行がやるのだ。そうなるま
た第二の復金の性格を持つて来る危険
性が、多分にあるという危険が、当然
ついて来るのであります。この第二
号、第三号の場合における解釈は、ど
ういふぐあいに考へておられるか伺
ひたい。

○池田国務大臣 この貸付と社債の引
受といふものは、経済的には大体同じ
で、それで書いてあるものであります。
あなたはいかにも復金が非常に滞り
がちであつて、回収ができないものが多
いように御想像なさいます。決して
復興金融金庫は、他の金融機関に比
べて貸倒れがめちやくちが多いとい
ふことは、われ／＼は考へておりま
せん。復金に対する非難の点は、他の委

員会においても申し上げたように、第
一の点は、日本銀行の信用貸出によつ
てやつたといふことが財政金融上の問
題である。次は貸出しにおきまして、
これが政治的に行われたのではないか
という疑問が起つたのが第二であるの
であります。このために回収不能が
非常に多かつたとも私は考へていな
い。今調査いたしましたも、そう回収
不能な金額は——これは程度問題であ
りますが、特別に多いというふうなこ
とには思つておりません。

○深澤委員 そこで私は復金の問題に
ついて伺ひたいのであります。が、
たしか第七国会においては約一千億
の復金の未済金がある。その整理
については三段階にわけて整理する。
一つは近き将来において回収可能な
ものである。一つは回収相当困難な
ものである。一つは回収の見込みが非
常に立たないものである。この三段階に
わけて整理するのだという構想を、大
蔵当局が発表されたことがあるのであ
ります。ところが今の言葉によりまし
と、大蔵大臣は非常に安易にこれを考
へられておるようであります。当時
と現在とは違つて、そういう復金の回
収の問題については、非常に安易な條
件が出て来ておるか。私はあの当時
の印象から言いますと、相当これは焦
げつき等が出ていたといふ印象を受け
ておるものであります。第七国会当時
における整理方針と、現在の事情とは
どういふぐあいに違つておりますか。
その点ひとつ……

○池田国務大臣 そのときに回収容易
なるもの、相当困難なるもの、それか
ら回収不能なるもの、この三段階にわ
けて説明したように私も記憶いたして

おりますが、あの当時回収困難なもの
という金額を明示いたしましたか。

○深澤委員 たしか聞いたと思ひま
す。

○池田国務大臣 私はあの当時明示し
たかどうか知りませんが、回収不能と
思われるものがこんなに少いのか、こ
ういふことを感じたことを感じたこと
があるのではありません。今私の記憶に
まだその金額が残つておりますが、会
社も三つか四つの会社だつたと思ひま
す。しかし発表してない、そうすか
ら申し上げません。その後の回収状況
をごらんになりました。今年度にお
きましては百八十億を越える回収が
ある。これは元本と金利の回収であ
ります。これは百八十億を越えて回
収になつておる。来年度におきまして
も、予算で御算入なすつたように、百
三十億を一般会計に入れるようにな
つておるのであります。私は決して非
常にたくさん不良貸しがあるとは思
つておりません。順調に回収されつ
つておると思つておるのであります。

○深澤委員 昨日の政府委員の答弁に
よりましますと、実は八百八十六億の未
済金がある。もちろんこの中で期限の
来ているものが幾らかという問題につ
いては、具体的にまだ資料がなくて聞
いていないのであります。とにかく
八百八十六億——これは必ずしも不良
貸付でも何でもありません。その金額の
があるのではありません。そこで私は昨
日政府委員に対して、この復金の整理
の問題は、これは天下の耳目を引いた
ところの問題であるから、いやしくも
復金の整理の問題については、国会議
員の前にある程度明らかにする必要が
ある。従つて現在の回収困難なよう

状態にあるものの、具体的な資料の御
提出をお願いしたいといふこととお願い
したのであります。回収処置を進めて
行くために非常に悪影響があるから、
これは発表できないといふことで、そ
の資料の提出を拒否されたのであり
ます。そこで私はなお追及したところ
がこれは大臣に相談してからでなけれ
ば、返事ができないといふことになつ
たのであります。その後、後業種別
による現在の未済金の資料だけ
はいただいたのであります。ところが
昨日のそういう答弁の中からわれ／＼
が印象を受けたものは、非常に回収困
難な焦げつきがある。それをどうも発
表できないといふような事情にあると
いふふうに、われ／＼は印象を受けた
のであります。その点について、大臣
は非常に安易に考へられておるのであ
ります。それから、そういう具体的な回収
困難な状況にあるものの資料を、明確
にされることができませんか。その
点をお尋ねしたい。

○池田国務大臣 これは一応は回収困
難だと思ふものもございまして、経
済界の状況によりまして、一旦回収困
難だと思ふものが、また回収でき
るようになるものもあるものであり
ます。ことにこういうことは、個々の会
社の信用にかかるといふ問題でありま
す。発表することは私はいかと思ひ
ます。非常に疑念をもつて考へられて
おるようであります。大体銀行な
んかにおきましての貸倒れ準備金は、
二、三パーセントぐらいを目ざして
しております。私は復金におきまして
もその程度を越えることはいないとい
ふことを、看取いたしておるのであり
ます。

○環境委員長 本日はこれをもって散
会いたします。

午後六時五十八分散会

〔参照〕

農林漁業資金融通特別会計法案（内
閣提出に関する報告書）
公庫の予算及び決算に関する法律案
（内閣提出に関する報告書）

見し難い事由による支出予算の不足を
「補う」という、この「予見し難い」と
いう解釈はどういうふうに考えられ
ておりますか。

○池田国務大臣 予備費は四千万円程
度持つておつたかと思いますが、これ
は職員補充の關係その他いろいろの点
が想像されますので、この四千万円程
度を予備費に加えておるのであります。

○澤澤委員　復興金融金庫を、一応開
発銀行が近き将来において全部引受け
るということに相なるのであります
が、このまま大体復興金融金庫を引受
けますと、開発銀行の資本の規模が相
当大きなものになると思うのでありま
すが、大体どの程度の構想を持つてお
られるか。その点を伺いたい。

○池田國務大臣　債権債務を引受けま

す。しかし資本に繰り入れるのは、四十
三條に書いてある通りであります。従
いましてそれで御想像がつくと思いま
す。現在の債権は八百六十億、それか
ら来年度に予定しておる百二十億とい
うものは一般会計へ入りますから、そ
の残りが毎年々々入つて来ることにな
るのであります。一度に出資は多くは
なりません。

○深澤委員　よろしゅうございます。

昭和二十六年四月十日印刷

昭和二十六年四月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所